

資料 1

令和5年(2023年)3月16日
 子ども・子育て支援審議会資料
 吹田市児童部保育幼稚園室

特定教育・保育施設等の利用定員の設定について

【1号認定子ども】

(単位:人)

区域	設置	類型	対象施設	認可定員	確認による利用定員	備考
			該当なし			
合計						

【2・3号認定子ども】

(単位:人)

区域	設置	類型	対象施設	認可定員				確認による利用定員				備考		
				2号	3号			合計	2号	3号			合計	
					0歳児	1・2歳児	小計			0歳児	1・2歳児			小計
A	私	保	(仮称)岸部保育園	73	9	30	39	112	73	9	30	39	112	民営化(※)
B	私	保	(仮称)トレジャーキッズそめのい保育園	60	9	31	40	100	23	9	28	37	60	
合計				133	18	61	79	212	96	18	58	76	172	

※ 民営化により新たに利用定員を設定する施設であり、現在の利用定員からの増減はありません。

対象施設欄の項

- ・【区域】 教育・保育提供区域
- ・【設置】 設置区分(「公立」又は「私立」)
- ・【類型】 施設・事業類型(「保」…保育所、「こ」…認定子ども園、「地」…地域型保育事業)

【参考】子ども・子育て支援新制度における子どもの認定区分

認定区分	対象者		利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
	年齢	保育を必要とする事由	
1号認定	満3歳から就学前まで	該当しない	認定子ども園、幼稚園
2号認定		該当する	認定子ども園、保育所
3号認定	満3歳未満		